

The guardians of Law

ちくし法律事務所

2002

19

YEARS

Written by Shinichi Fujimoto

現場主義

井護士になろうと思ったのはいつですか?の問いに、しばらく静かされたのちに稲村氏は九州大学法学部の三年生の秋からの話をされた。当時の九州大学は学生運動の地方拠点、クラス討議会からはじめて沖縄問題に関与、

「私はノンポリでしたから、...と書いてつづいて福岡の天神でのシグザグデモ行進には参加してはいない。」

「そういう時代でしたから、...と言われるが、今の平和な稲村氏からは想像がつかない。高専経済成長期で、就職先に困ることはなかったはずだが、稲村氏は、

『反体制派とまでは言いませんが...大学を出てトコロテン式に就職したくなかったです。』なにか自立したものがいい、自分の力を試してみたかった。そういうチャレンジ精神が司法試験を受ける動機になったという。生半可な決意では乗りきれないと言われる司法試験。図書館と下宿の往復。正月もない猛烈な突入。二回目の受験に落ちたときは、さすがに実家鹿児島島の父親に相談した

が、

「あきらめるな、あと一年がんばればのちに結果は見え、三回目に合格、司法試験に受かったあとは裁判官になるか、検事になるか、井護士になるか、という選択があった。」

「私の場合、消去法で井護士になったんです。」

「裁判官には、人との出会いがない。生きた現実を見ることできない。検事



稲村 晴夫
Haruo Inamura

profile

- 1979年 4月 久留米第一法律事務所 高橋木先生に学ぶ
- 1979年 11月 北松原法律事務所 (全国初の炭鉱労働者問題)
- 1984年 4月 筑紫野市で独立
- 1985年 11月 筑紫野法律事務所
- 2000年 5月 中国人強制連行提訴

「お気に入りの曲は、河島英五、曲目は『時代おくれ』か。」

井護士になって二十四年、酒好きで本年五十歳、酒が入ると歌がでる。

「自由への長い道」それはアバルトヘイトを誹りぬいた南アフリカの大統領、ネルソン・マンデラ氏の著によるものであった。

今、稲村氏は中国人強制連行の事件を手がけている。今年四月の裁判判決は、歴史に残るものとなるだろう。

そして最後に、今の社会に何を思いますか?の問いに稲村氏はこう答へられた。

「労働にまつわる人権が問題になると思います。人間が人間らしく働ける労働環境にするという事です。労働環境に問題が生じるとストレスとなり、夫婦の問題になり子供の問題になり、産まれてくる子供の問題に無関心になりひいては国や地域の問題にも関心が持てなくなるのです。」

「この問題はやりたいたいというよりやらんといかんという気持ちです。」

「なんとなく権力をバックにしているのがいやだ、残りは井護士だけ、」稲村氏は何気なく言われたが、その言葉の裏には強い意志を感じられる。人との出会いがあつて生きた現実をしつかり見定め権力をバックにもたない一般市民を守りたいという稲村氏の強い意志があつたのではないだろうか。

二年間の被告生活を終え、稲村氏は水俣病第一訴訟で活躍された。久留米の馬場木井護士の事務所に入所、同井護士は、水俣病、カネミ油症、山形炭鉱ガス爆発など、多くの集団訴訟を手がけていた。なぜ、そんな事務所に入所したのかと聞くと、稲村氏は、しばらく静か、そしておもむろに、「父は鹿児島の大隈半島で大工と農業を兼業でやっていたんです。その父が、小さい頃から私によく言っていました。弱いものいじめをするよつな人間になるなと。」

井護士一年目で日本で初めての炭鉱労働者訴訟に参加する。勝を懸け山の中でひっそりと暮らしている犠牲者の人達と、その時それが、忘れられた存在になりかけている。

「忘れさせてはいけない。」

稲村氏ははじめとすると若手井護士たちの問いがはじまった。『裁判はドラマです。』

「善んだり、悪んだり、心もちがいです。遺族のおぼろげな記憶としか聞かされた。」

稲村氏は、この人達のために裁判は勝たなければと強く決意したという。

まっすぐな女と言われます。



迫田 登紀子

Tokiko Sakoda

profile

1968年 誕生
1975年 福岡市立長丘小学校入学
1981年 福岡市立長丘中学校入学(ソフトボール部)
1984年 修成館高校入学
1987年 一橋大学入学(ワングルのサークル)
1991年 司法試験受験開始
1998年 結婚
司法試験合格
弁護士登録
2000年

かつては医者になることを目指していたという。その理由は、海外とか世界とかに行けるからだという。通称の医師で、海外とか世界に行けるものはなかなか考えにくいのだが、どうも迫田女史は、医者になるでも海外の医者になりたかったようだった。というところは、彼女が言っている海外とか世界というのには、医師が不足している国に行くことではなかったのだというから推測する。その後、井護士への道を目標するのであるが、その理由は「この間つと、にもなく迫田女史はこう言われた。

「主婦よりいいかな...と思つて。」
軽い動機だったとそう言っていたのだというが、軽い動機で二十一歳からじまつて、九年に及ぶ司法試験の勉強はやり過ぎるものではない。九回目の司法試験は、母の助言により名字を変えて今の「主人」と入れ替わり、見事合格を勝ちとつた。字面などは何が変わるものかと思つてはいたが、そのうれしい結果に愕然としたのは迫田本人だったらしい。

迫田女史は自分の性格を、「ものおししない性格です」と言われた。
それは司法試験時代からあらわれはじめたのではないだろうが、司法は改革しなければならぬ...と修成館生がまとめた本を出した。
タイトルは、司法修成生が見た裁判のうらな

およそ一般人では理解できにくい情し難い事情が書かれている。先夫本とも提言書ともたれる内容である。その後、どんな井護士になりたいか、いやどのような法律家になるべきかと迷つた時に、大きな出会いがある。

一九九九年二月熊本地裁傍聴席で、自分の耳を疑うほどの事実を知る。ハンセン病施設訴訟の原告の発言は、戦後の日本に「アウンジョビツ」収容所が存在したことを証明するものであった。

「主婦よりいいかな...と思つて。」
迫田女史は、すくさま井護士に入る決意をする。多くの原告の方に出会うたびに、人間の気高さに圧倒されたという。さらにその出会いは、迫田女史にとって、人生の宝物となった。

井護士になって、二ヶ月目、相澤厚となった。また、少年のままならぬ生い立ちや東海環境に及ぶ、精神障害では、配偶者の不誠実な行動に怒り、被害者との難しいやりとり、お金が戻せなくなった相談者と一緒になって債権者へ謝罪し、みじめな思いをしたこと、いろんな問題を体験するたびに、「一日と迫田流のたまたかい方を確立させていった。」

「自分は井護士業が好きです。と言われる。よく寝れるタイプで、ストレスは飲むと明らな酒で吹き飛ばす。酒が入ると、普段以上にしゃべり、あんまをしまわるといふ変わった顔もある。

しかしこの世の中、不公平なこと、不合理なことが多く、怒りのほかに先をこころに向けていいか分からない時もあるし、人間性を信じていいか分からない時もあるという。社会のうみを一手に引き受ける法律家は一度は受ける洗礼だ。罵りのあやふやな状況に怒られる。強い信念でまっすぐ進路を行きたい。と、女史は自分に言い聞かせるように述べた。

事務所には一枚の写真がある。迫田女史がハンセン病施設訴訟において、二〇〇一年五月、勝訴の白旗を右手で高く掲げているものだ。その姿が和製ジャンヌ・ダルクに見えたのは、筆者だけではなかったに違いない。こんな世の中である、おとぎ話の主人公のような人が出てきたら、きつとうれしに違いない。

司法修成生がまとめた本
司法修成生がまとめた本
司法修成生がまとめた本

ハンセン病施設訴訟弁護団代表の迫田氏は九八年七月の提訴以来、最高峰の出陣を迎えていた。国を相手に闘っている相手は巨大な力に気が遠くなる思いだったという。提訴期間まで余す「天衣無縫」だった。五月十二日、驚しい情勢を打開する最後の手段として首相官邸に直談判に行けなかった。しかし門は開きかけた。取り次ぎされたのは、首相官邸に向かつて紙面報道で叫び訴えたのが、迫田氏なのである。その姿はマスコミを通じて報じられ、大きく流れを呼び込んだ。そして小泉首相による、歴史的な会見となったのである。ハンセン病施設に長く苦しむ差別の歴史を踏襲して闘ってきた見えた。深い歴史を語り、完全勝利を呼び込んだのである。

まさか、裁判官と会う前からイメージはつくられるが、本人にお会いすると、想像とは全く違っていた。物珍かて何日間の通訳経験にしたがいに強い、負けず嫌いな同僚弁護士に「出身はどこですか？筆者は訪ねてみた。」

「大阪です。岸和田のたんしりを見て育ちました。岸和田はいいとこなと、前へ前へ出て、二歩も引かぬそのスタイルはたんしり魂というものがあつた。合格率二%と言われる司法試験を、若くして突破してしまつた迫田氏の、井護士になろうと思つた動機も実は迫田氏らしい。大学在学中のアルバイト先である事件がきっかけとなつている。

首相官邸に吠えた男



「夏休みを利用してイベントアルバイト、広告には時給がいくら等の条件が提示されていたにもかかわらず、その会社はバイト終了後、給料は出来高制と言いつた。あまりにも理不尽な言い様にもかかわらず、バイト生たちは泣き入り入りました。迫田氏は当時を振り返って、こんなおとなし

「自分には、自分は一応法律家というところもあつて...。私が代表になつて訴訟したんです。その時思いました。法律と正義は大差なあって。」

さて迫田氏の井護士スタイルを確立させたものは、司法修成生時代のある井護士先生との出会いだ。文、やはり水保病の病状も先主である。第一印象は、とてもキラキラしたものを感した。それよりも驚きは歴史の教科書で見たあの有名な事件をまさか自分がやることになるとは、

「この大規模での経験は、その後の迫田氏の井護士生活でも大きな影響を与えるところになった。そしてハンセン病での勝利につながっていくのである。その後も迫田氏は、団体の政治資金の運用、憲法改正、裁判官の選任と、次々と難問にぶつかっていくのである。代しい毎日の中心、心を休める愛読書はなんでもありです。この間に、迫田氏はバガボンドからジャンク・ハウスまでなんでも読む。最終的にはヒューマン・ライフル・マインドの奥さんの愛は感動した。どうもしかして読書家なのかもしれない。その中で筆者に薦めてくれたのが、憲法改正イニシアチブの手紙である。それ電車の中で読ま方がいいよ。」「涙が出て止まらんから。」

と書き添えてくれたのだが、それは迫田氏本人の経験からだろう。

休みの日は、地味な山登りが多いのだが、子供さんと水遊びに行くのが、最も幸せな時間であるらしい。

最後に「どんな井護士を目指しますか？」との問いに、迫田氏はこう答えた。

「ERのジョーシクル二のまじには筆がしたい。」



伊黒 忠昭

Tadaaki Iguro

profile
 1956年 9月 8日生まれ
 1975年 3月
 大阪大学法学部卒業
 1993年
 甘木白川地区産業振興分庁問題
 1999年
 読売野郎新聞分庁問題

赤ちようちんの似合う男です。「合言葉は勇気。」

伊黒氏の弁護士としての基礎資格は、大阪大学の学生時
 代にすでに出来始めていたのかもしれない。
 国立大阪大学法学部上野校舎で、その数々の社会問題に
 関する活動に、伊黒氏は参加していた。四年になっても就職
 活動はしなかった。会社勤めには向かないことは自分が一
 番知っている。理由は、司法試験を受けるのみとなってい
 いた。

大阪という都市で様々なアルバイトをしながら(家庭教
 師、レストランのウェイトレス、三十歳まで司法試験に
 チャレンジし続けた。今振り返ってみると、この経験が、そ
 の後の弁護士活動に非常に役立っている。伊黒氏は言わ
 れた。

「いろんな人との出会いがありました。
 特に私は変わった友達が多かったです。」
 そして、三十歳になって、帰って来た。

司法の世界に入ることになったのが、弁護士のイメージ
 が、それまでのものと、「一貫した事件との出会いがあった。
 広域大規模訴訟である、読売野郎新聞の経営権争い。保護監視の
 態勢行政のあり方が大きく問われた裁判である。
 その中で、伊黒氏は、原告の連帯の苦しみを知り、弁護士伊
 黒としての使命感と、関係の持ち方を学び、大企業と交
 渉を経験し、弁護士としてのあり方を学ぶことになった。伊
 黒氏は、弁護士の基本型「ロースタイル」となっていた。

その後、読売野郎新聞の経営権争いや読売野郎新聞の私運の生
 活、健康に生きる権利をめぐって「三問題」をめぐる市民運動
 の顧問弁護士として活動している。
 「理想の弁護士は？」と聞くと、「合言葉は勇気」
 の三文字が基本の姿勢なのかなと、伊黒氏は答えた。

「三問題」の住民の方々にはそのビデオを見ること
 を勧めているという。ちなみにドラマと違って、相手
 はもっと強く攻めてくるという。その情を想像する問
 題。工ローン問題、など、社会のシステムのみならず
 苦む社会的底辺の人達の問題はあつた。あつた。
 ある刑事事件では、どこでいっても真面目な一般市民
 が被害、その後、ヤミ金融に手を出し、難しい取り立て
 にあい、銀行強盗を犯すに至った。その時の言葉はこ
 うだった。

「構って、ほっとしました。もう、取り立てが来ない。」
 この社会の真実を伝える言葉だと伊黒氏は言う。
 伊黒氏というものは、社会の底を見る仕事、伊黒氏は
 その人達を何とかしたい。その人達は、私達と
 そんなに変わらない人達で少し歯車が
 狂っただけであると思う。それは氏が大阪での学
 生時代、様々な社会的サークルに参加し、様々な人々に
 出会ったことが、あの頃の出会いが自分にとっては大
 きいです。生活が苦しい時の気持ちなんか
 も、自分によく分かるんです。」
 と伊黒氏は語らなから一言一言語られた。お気に入り
 はビールに焼酎、馬刺しにホルモン。

将来住んでみたい土地は、実家がある
 宮崎ではなく、ソースの匂いがする、大
 阪。
 これが、伊黒忠昭という弁護士である。

浦田 秀徳

Hidenori Urata

profile

1984年 3月 九州大学法学部卒業
 1984年 4月 司法研修所入所
 1986年 4月 弁護士登録
 ちくし法律事務所入所

【活動歴】
 ・福岡県弁護士会子どもの権利
 委員会委員長
 ・日弁連子どもの権利委員会
 副委員長
 ・筑紫野市情報公開審査委員会
 筑紫野市心配ごと相談員講師
 ・筑紫野市消費者生活相談員講師
 ・九州・IV訴訟弁護団事務局長
 ・牛島校理士訴訟弁護団事務局長
 ・ハンセン病訴訟弁護団副代表

【所属団体】
 ・福岡県中小企業家同友会
 ・大牟田口-テリクラブ

昭和四十五年生まれ、今年で三十二歳の事務所一
 番若い弁護士、宮野氏は、七人兄弟の次男である。七人
 兄弟のうち一人が医者となり、一人が弁護士。そして、
 父もまた弁護士という家系で生まれた。東大を二発で合
 格した秀才であるが、現代特有のめくめくと年をまか
 けられ育ち、一児の秀才という感じはさらさらな
 く、言葉でも、大学での専攻生活も様々な大学が入っ
 た。要するに、様々な交友を自ら築んで体験する。アルパ
 イトも多種多様である。引越、出張、パーティー、スパー
 キハウス、東洋館、楽しかったという。司法試験もそ
 んなに苦勞したつもりはないという。秀才というもの
 があるならば、それを持っていくのだ。秀才というもの
 は「どうして」ということ聞かれると困る。困る。困る。
 が徳川家康(山岡荘八)の全二十六巻、な
 んか目についた歴史の本は全て小学校
 の時に読破しました。それから、世に於ける推理
 小説も全部読んだ。と、あっさり、秀才をうけるヒント
 は「こころ」にあるのかもしれない。

天性の権力を持った宮野氏の弁護士生活は、スタートしたばかり
 である。話をじっくりと聞くと、宮野氏が大切にしている
 大きな原則は「三原則」といふ。その原則に集約されたが、じっくり話を
 聞き、真実を「三原則」に照らし、少しづつ自信が湧いてきたという。その後
 氏は、日本及び海外の三原則に対する集約の事務局、そして「三原則」
 に関する法律問題を深く追求している。
 「三原則」は、司法試験で、司法試験に受かるには、受かるんです。あの名古
 屋だつて、分別し、司法試験システムを学んだ。減つてはいます。私達
 が、少し「三原則」に関心を持つだけで大幅に「三原則」は減るら
 しい。
 一人自り苦悶するだけで、全体としてはものすごく楽になる。
 今、世間では「三原則」は「三原則」といふ言葉で、日本
 だけが「三原則」の権限について、日本だけが「三原則」の方法に固執して、
 世界のダイオキシン等の約四割が日本の焼酎から出ているのだ。
 『もともと自然が好きなんです。』
 氏をはじめ、環境問題、公害問題に取り組む弁護士グループは、市民と
 共にこれらの大きな権限を握っている。伊黒氏らしくしてはいるが、も
 ともみんな自然が好きなんです。その自然を壊されたくないとい
 う一つの思いから動いているのだ。



期待の若鷹弁護士 吉野 隆二郎

Ryujiro Yoshino

profile

1989年 3月
 福岡県立小倉高等学校卒業
 1994年 3月
 東京大学法学部卒業
 1999年 4月
 弁護士登録
 ちくし法律事務所入所

・池田(筑紫野)焼却場問題弁護団
 ・日米・商工ファンド(対策)
 ・福岡県選挙事務所
 ・福岡県弁護士会公害環境委員会
 副委員長

「基本的な人権の擁護と社会的正義の実現」
 だつたかなと語られた。
 それにしても、伊黒氏というものは、その意味からしても大変な仕事で
 ある。

フランス×セネガル戦でのフランス敗退を筆者の前で予想してみせた。
 そんな吉野氏に、「伊黒氏は？」と聞くと、しばらく考えたのち、
 「基本的な人権の擁護と社会的正義の実現」
 だつたかなと語られた。

あなたが困っている

いろいろな問題を解決します。

※顧問・紛争予防に関しては別途、御相談お受け致します。

●不動産トラブル

- ・不動産取引をめぐる問題
- ・契約書作成をめぐる問題
- ・借地・借家をめぐる問題

●金銭トラブル

- ・金銭の貸し・借りをめぐる問題
- ・自己破産・負債整理をめぐる問題
- ・代金の不払い・回収をめぐる問題
- ・手形・小切手をめぐる問題

●賠償問題

- ・建物の建築をめぐる問題(欠陥住宅等)
- ・損害賠償をめぐる問題
- ・交通事故をめぐる問題
- ・保険金請求をめぐる問題
- ・環境・公害をめぐる問題

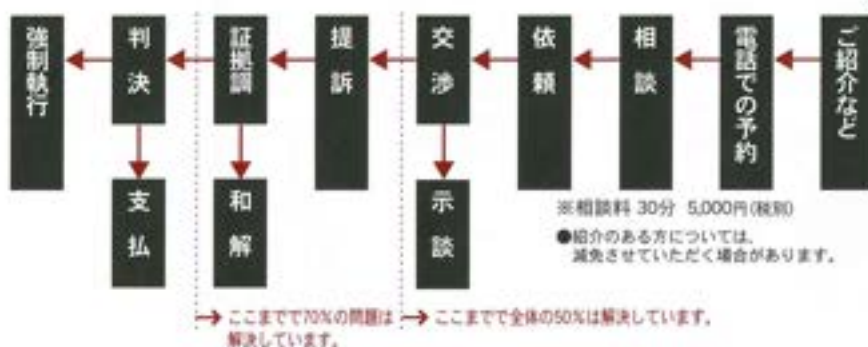
●家族問題

- ・夫婦・親子をめぐる問題
- ・相続・遺言をめぐる問題

●その他

- ・企業倒産をめぐる問題
- ・マンションをめぐる問題
- ・消費生活をめぐる問題
- ・労働関係をめぐる問題
- ・労働災害をめぐる問題
- ・土地収用・区画整理をめぐる問題
- ・刑事事件と人権をめぐる問題

仕事の
すすめ方



(事務局スタッフ)

料金 システム

※料金の目安です。顧問先かどうか、紹介の有無などにより、異なります。

着手金 と 報酬金

・弁護士費用には依頼した段階で支払う着手金と結果の成功分について支払う報酬金があります。

【一般的な事件(標準額)】

経済的利益	着手金	報酬金
概 300万	24万	48万
500万	34万	68万
1,000万	59万	118万

※ 但し、交渉の場合、着手金は10万円～。

	着手金	報酬金
民事事件	離婚調停	20-40万
	離婚訴訟	30-50万
	非事業者の自己破産	30万
	事業者の民事再生	50万
刑事事件	事案簡明な事件(交通事故、窃盗など)	20-40万
	少年事件	20-40万

	手数料
その他	初回の市民法律相談 5,000(30分)
	事業者の顧問料 5-10万(月)

ちくし法律事務所

☎092-925-4119

FAX 092-925-4127 営業時間 9:00~17:30
土、日、祭日休み
e-mail chksh-lo@lemon.plala.or.jp



〒818-0056
筑紫野市二日市北1丁目3-1
M・黒崎ビル3階

